

# 平成 18 事務年度証券会社等向け監督方針について

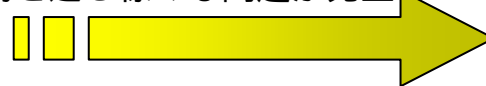
## 証券業等の現状

金融システム改革以来の証券市場活性化のための諸施策  
不良債権問題の正常化、バランスのとれた景気回復

「貯蓄から投資へ」の流れを加速していく  
本格的な移行期のはじまり

- \* 大規模な誤発注
- \* システム障害
- \* 投資家の不公正取引

市場を巡る様々な問題が発生



証券会社等の自主的取組みを促進  
金融商品取引法の本格施行を前に、  
利用者保護の徹底を図る。

## 重点事項

### 1. 利用者保護

勧誘・説明態勢の確立  
適切な勧誘・説明態勢  
広告審査体制 等

相談・苦情への適切な対応  
顧客情報の管理態勢の確立  
分別保管の徹底

運用業等に関する利用者保護  
金融先物取引業に関する利用者保護

### 2. 適正な業務運営態勢の構築

経営管理態勢

法令等遵守・リスク管理態勢  
法令等遵守態勢の検証  
リスク管理態勢の検証  
内部監査部門の検証

金融IT環境の経営管理

財務の健全性の確保

仲介業者等の利益相反防止

### 3. 市場仲介機能等の適切な発揮

オペレーションの信頼性向上  
誤発注の再発防止  
信用取引の担保掛目  
システム管理態勢の適切性

発行体へのチェック機能発揮  
投資家へのチェック機能発揮

市場プレイヤーとしての自己規律の維持  
投資銀行業務等を行う際の利益相反の防止等

## 監督手法

- (1) 検査・監視部局との適切な連携の確保
- (2) 自主規制機関との連携確保

### (3) 証券会社等との関係

- ・証券会社の自主的な努力の尊重と十分な意思疎通の確保

### (4) 海外監督当局等との連携強化